

八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第3期）（素案）の概要

八郎湖環境対策室

計画の位置付け

湖沼法第4条第1項の規定により、都道府県知事が国の基本方針に基づき、指定湖沼の水質保全に関し実施すべき施策について定める計画

計画の期間

令和元年度～6年度（6年間）

目指す将来像

八郎湖の長期ビジョン
「恵みや潤いのある“わがみずうみ”」

＜三つの柱＞

- 1 農業や漁業など湖にかかわる人々に持続的な恵みをもたらす
- 2 水遊びや遊漁など子どもから大人までが潤いに包まれる
- 3 鳥や魚や植物など多様な生き物が命を育む

水質目標値案

単位:mg/L

項目	水域	目標値 (令和6年度)	現況値 (平成30年度)
COD (75%値)	調整池	7.1	7.3
	東部承水路	7.8	9.0
	西部承水路	9.7	10
全窒素	調整池	0.84	0.95
	東部承水路	1.1	1.2
	西部承水路	1.2	1.5
全りん	調整池	0.065	0.068
	東部承水路	0.072	0.075
	西部承水路	0.062	0.072

水質の現状

- ・県は第1期計画を平成19年度、第2期計画を平成25年度に策定し、水質保全対策に取り組んできた結果、八郎湖に流入する汚濁負荷量が低減するなど、一定の成果を得た。
- ・しかし、水質については代表的な指標であるCODが横ばい、全リンはわずかな減少に留まっており、各水域で第2期計画の目標値を超過した項目があり、環境基準も依然として全項目で超過している。

策定方針

- ・第3期計画では、これまでの取組や水質の状況などを踏まえ、水質保全に有効な対策を継続するとともに、特に農地由来の負荷の削減について強化を図る。
- ・また、新たな技術の活用や生態系の保全、親水性の確保についても視野に入れるなど、長期ビジョンの達成につながる対策を組み入れる。

第3期計画期間中の主な対策案

点発生源対策

- 下水道等の整備と接続率の向上
生活排水の処理を進めるため、下水道への接続や合併処理浄化槽の設置などを促進する。
- 工場・事業場等の排水対策
八郎湖流域の工場・事業場等から排出される汚濁負荷量を削減するため、立入検査等を実施し、排水基準の遵守を徹底する。

面発生源対策

- 水質保全型農業の普及促進
無代かき栽培やGNS Sを活用した田植え機による無落水移植栽培などにより濁水の流出防止を進めるとともに、施肥の効率化の促進により水質保全型農業の普及促進を図る。
- 国営かんがい排水事業と連携した農地排水負荷の削減
中央干拓地における国営かんがい排水事業と連携して、水質保全対策に取り組む。
- 大潟村における流出水対策の推進
湖沼法の規定により「流出水対策地区」に指定されている大潟村について、流出水対策推進計画に基づく対策を実施する。
- 流域の森林整備
植栽、下刈り、間伐等の森林整備を着実に推進することにより、森林の持つ水源かん養機能を高め、良好な河川水の安定的な供給を図る。

湖内浄化対策

- 底質の改善
湖水が停滞しやすい西部承水路の窪地において、高濃度酸素水の供給により底質等の改善を促進する。
- 漁業及び未利用魚等の捕獲による窒素、リンの回収
漁獲量の減少に歯止めをかけるとともに、ブラックバスなどの外来魚や、コイなどの未利用魚を捕獲することにより、窒素、リンの回収を図る。

- 方上地区における自然浄化施設等の活用
ヨシ等による自然浄化施設を活用し、中央干拓地からの排水の浄化を進める。
- 西部承水路の流動化促進
東部承水路の比較的良好な水を西部承水路に導水し、流動化を促進することにより水質改善を図る。
- 湖岸の生態系保全機能の回復
湖岸の植生を回復させ、生態系の保全等を図るとともに、親水拠点としての活用を目指す。

その他対策

- 新たな技術を活用した対策等の調査研究
ドローンや人工衛星等による新たな湖沼観測手法の検討など、新たな技術を活用した対策や、その他の改善手法の調査研究を行う。
- 河川における生態系の保全及び親水性の確保
流入河川の改修の際、地域の生態系の保全や親水性の確保に努める。
- アオコ対策
住民への悪臭等の被害が生じないように、八郎湖及び流入河川におけるアオコの監視体制を強化するとともに、河川への遡上防用フェンスの設置やアオコ抑制装置の稼働等の対策を実施する。
- 地域住民等に対する普及啓発と協働の取組の推進
出前授業による環境学習を通じて、住民等への意識啓発を図るとともに、八郎湖をフィールドに活動する団体や地域住民など多様な主体の連携・協働の取組を促進する。
- 公共用水域の水質測定
指定地域内の公共用水域の水質を的確に把握するため、水質の監視や測定を定期的実施する。

【○：継続 ●：新規又は拡充】